

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年5月29日	
愛媛県知事 中村 時広 殿	
提出者	
住 所 愛媛県西条市神拝甲132番地4	
氏 名 西条建設株式会社	
代表取締役 星加 隆夫	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0897560155	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	西条建設株式会社
事業場の所在地	愛媛県西条市神拝甲132番地4
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	完成工事高 ¥1,210,573,702(税抜き)
③ 従業員数	25名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	再生可能な廃棄物→収集・運搬(自社・委託)→中間処理施設(委託)→再生品 再生不可な廃棄物→収集・運搬(委託)→最終処分場(委託)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 受注の殆どが公共工事及び解体工事で、設計業務にかかわりが無い為、排出事業者としてはどうしようもないのが現状 発生廃棄物は分別し、再生処理できる物は中間処理施設(委託処分)にてリサイクルする 発生廃棄物は分別し、再生処理できる物は中間処理施設(委託処分)にてリサイクルする		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 施工段階においてその発生の抑制、現場内流用、減量化が見込めるものについては、その処理方法等について協議を行う		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (種類) コンクリートがら、アスコンがら、金属くず、木くず (取組) 発生場所に分別置場を確保し、直接中間処理施設に搬出
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
①現状	【前年度（ 6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
①現状	【前年度（ 6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	【前年度（ 6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（ 6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	(これまでに実施した取組) 処理基準や委託基準を遵守しつつ、契約内容を適切にかつ周辺の生活環境に、悪影響を及ぼさないよう、適切に処理するように関係者を指導する 発生廃棄物は分別し、特定建設資材及び金属くずについては、中間処理施設に委託処理しリサイクル利用する	

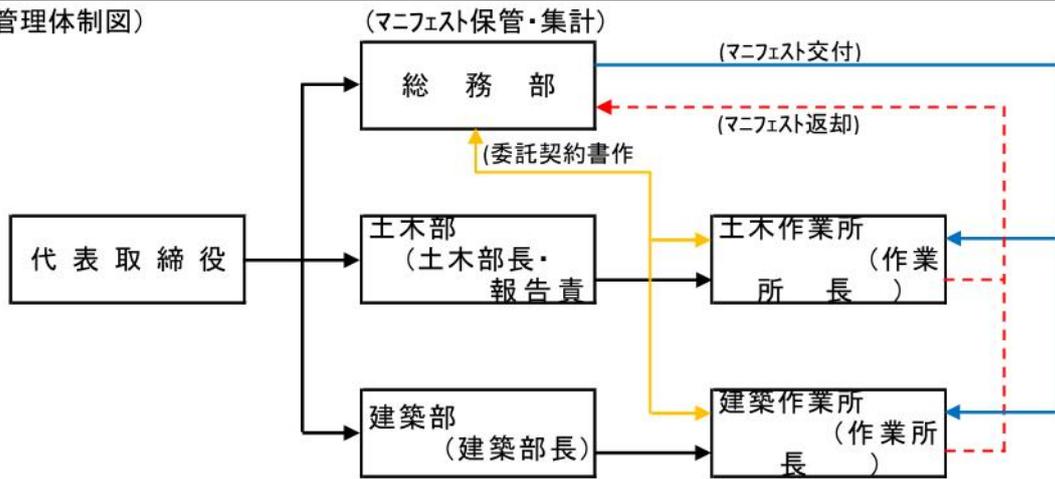
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>発生廃棄物の分別は前年同様確実に行い、集積場所を区別し混合廃棄物の減量を図る</p> <p>特定建設資材の発生については、中間処理施設において、リサイクル利用する(再生砕石、再生アスコン等)</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



【 前年度(6年度)実績 】【 目標 】

産業廃棄物の種類	排 出 量	排 出 量
コンクリートがら	4,322.27 t	500.00 t
アスコンがら	503.91 t	300.00 t
廃プラスチック類	22.15 t	0.00 t
金属くず	16.70 t	0.00 t
建設汚泥	489.05 t	0.00 t
木くず	292.19 t	50.00 t
石膏ボード	188.17 t	0.00 t
混合(安定型)	2.08 t	10.00 t
混合(管理型)	79.36 t	30.00 t
石綿含有廃棄物	12.43 t	0.00 t
硝子・陶器類	2.09 t	0.00 t
がれき類	81.94 t	50.00 t
紙くず	0.00 t	0.00 t
繊維くず	0.00 t	0.00 t
廃油	0.81 t	0.00 t
石綿	5.59 t	0.00 t
水銀使用用品	0.03 t	0.00 t
鋳さい	415.51 t	0.00 t
計	6,018.770 t	940.00 t

別紙 2

【 前年度(6年度)実績 】

産業廃棄物の種類	全処理委託量	優良処理業者 への処理委託	再生利用業者 への処理委託	認定熱回収業 者への処理委 託量	認定熱回収業者以外の熱回収を 行う業者への処理委託量
コンクリートがら	4,322.27 t	t	4,322.27 t	t	t
アスコンがら	503.91 t	t	503.91 t	t	t
廃プラスチック類	22.15 t	t	t	t	t
金属くず	16.70 t	t	t	t	t
建設汚泥	489.05 t	t	489.05 t	t	t
木くず	292.19 t	t	292.19 t	t	t
石膏ボード	188.17 t	t	t	t	t
混合(安定型)	2.08 t	t	t	t	t
混合(管理型)	79.36 t	t	t	t	t
石綿含有廃棄物	12.43 t	t	t	t	t
硝子・陶器類	2.09 t	t	t	t	t
がれき類	81.94 t	t	81.94 t	t	t
紙くず	0.00 t	t	t	t	t
繊維くず	0.00 t	t	t	t	t
廃油	0.00 t	t	t	t	t
石綿	5.59 t	t	t	t	t
水銀使用製品	0.03 t	t	t	t	t
鋳さい	415.51 t	t	t	t	t

別紙 3

【目標】

産業廃棄物の種類	全処理委託量	優良処理業者 への処理委託	再生利用業者 への処理委託	認定熱回収業 者への処理委 託量	認定熱回収業者以外の熱回収を 行う業者への処理委託量
コンクリートがら	500.00 t	t	500.00 t	t	t
アスコンがら	300.00 t	t	300.00 t	t	t
廃プラスチック類	0.00 t	t	t	t	t
金属くず	0.00 t	t	t	t	t
建設汚泥	30.00 t	t	30.00 t	t	t
木くず	50.00 t	t	50.00 t	t	t
石膏ボード	0.00 t	t	t	t	t
混合(安定型)	10.00 t	t	t	t	t
混合(管理型)	30.00 t	t	t	t	t
石綿含有廃棄物	0.00 t	t	t	t	t
硝子・陶器類	0.00 t	t	t	t	t
がれき類	50.00 t	t	50.00 t	t	t
紙くず	0.00 t	t	t	t	t
繊維くず	0.00 t	t	t	t	t
廃油	0.00 t	t	t	t	t
石綿	0.00 t	t	t	t	t
鉱さい	0.00 t	t	t	t	t